

市役所で自動車税(県税)のお支払いがでなくなりました

5月は自動車税(県税)の納期です。昨年までは、市役所窓口でのお支払いをお願いしていましたが、コンビニエンスストア等が活用できる納税環境の整備が進んだことから、県税の収納事務を市町村へ委任する制度が廃止されました。今後は市役所窓口でのお支払いはできませんので、金融機関等への期限内納付にご協力をお願いします。

問 会計課 ☎ 25-15219

軽自動車税の減免

対象 障害者手帳等をお持ちの方のために使用される軽自動車等で、一定の要件を満たす場合
申請に必要な書類等

(未納の)納税通知書・運転者の運転免許証・印鑑・障害者手帳等、申請者の身分を証明できるもの

申 5月初旬発送の軽自動車税納税通知書到着後、必ず納期限(5月31日(水))までに市民税課または、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課へ申請してください。
問 市民税課 ☎ 22-2209

軽自動車税を口座振替で納めている方へ

5月31日(水)の納期限から6月上旬に軽自動車税納税証明書(車検用)を申請する場合には、申請の際に、軽自動車税の引き落とし額を記帳した「通帳」をお持ちください。

軽自動車税納税証明書(車検用)の発行には、軽自動車税を納めたことを確認する必要がありますが、金融機関から市へ引き落としの報告が届くまでの間、納税の確認ができません。納税の確認ができない場合、納税証明書(車検用)を発行することができませんので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、口座振替で納税した方には、6月中旬に納税証明書を郵送します。

市税等の納付は口座振替が便利!
市税等(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)は口座振替による納付をお勧めします。申込方法等詳しくはお問い合わせください。
問 収納課 ☎ 22-2210

平成29年度の所得課税(非課税)証明書は、6月1日(木)から交付します

本人と同一世帯以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

問 市民税課 ☎ 22-2209
吉田・大滝・荒川総合支所税務担当

吉田 ☎ 77-1113
大滝 ☎ 55-0101
荒川 ☎ 54-2111

税務関係証明書請求時の身分確認書類について

所得課税証明書、評価証明書、納税証明書など税務関係証明書の請求の際には、本人確認のため、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など**官公署が発行した顔写真付きの身分証明書**が必要です。

お持ちでない方は、事前にお問い合わせください。

問 市民税課 ☎ 22-2209
資産税課 ☎ 25-6076
収納課 ☎ 22-2210

中小企業者の皆さんへ 融資制度をご利用ください!

中小企業振興資金(秩父市ハイパワー資金)	
【取扱金融機関】	商工中金熊谷支店および、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、足利銀行、東和銀行の各秩父支店
資金用途	運転資金・設備資金(借入金の返済、税金の支払いは対象外となります。)
主な申込要件	①市内に店舗、工場もしくは事業所(法人の場合は本社)を有している、または新たに有しようとしていること ②市税を完納していること ③本制度による融資を過去に受けている場合は、その融資を完済していること
融資限度額	運転、設備合わせて2,000万円
利率	融資実行時の長期プライムレートと同率 ※利率の2分の1を限度として、融資額に対する年1%分の利子を市が予算の範囲内で補助します。(平成28年3月末現在の長期プライムレート0.95%)
融資期間	運転5年以内・設備7年以内(いずれも据置6か月以内)
担保	必要に応じて
保証人	【商工中金】原則1人以上 【他の金融機関】協議による
信用保証	【商工中金】必要に応じて 【他の金融機関】原則必要
実際にご負担いただく利子	①融資実行時の長期プライムレートが2.5%の場合…2.5%-市補助分1%=1.5% ②融資実行時の長期プライムレートが1.2%の場合…1.2%-市補助分0.6%(利子率の1/2を限度)=0.6%

※融資利率等は改定される場合がありますので、申し込み前に必ずご確認ください。

問 商工課 ☎ 25-5208

小口融資制度・特別小口融資制度		
【取扱金融機関】	埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、足利銀行、東和銀行、埼玉信用組合の各秩父支店	
名称	小口融資制度	特別小口融資制度
主な申込要件	①継続して1年以上市内に住所および事業所(法人の場合は本社)を有し、かつ、同一事業を営んでいること ②市税を完納していること ③許認可等が必要な業種の場合、有効な許認可等を受けていること	左記に加えて ①常時使用する従業員が20人(商業、サービスは5人)以下であること ②本制度による保証の他に埼玉県信用保証協会の保証を付した借入金のないこと ③市県民税の所得割(法人は法人税割)があること
融資限度額	運転、設備合わせて1,000万円	
利率	年1.65% ※市で行う利子補給制度の対象となります。各事業所に対し、年間支払利子の20%(日本政策金融公庫の国民生活事業融資制度と合わせて上限10万円)を市が予算の範囲内で補助します。20%の利子補給を受けた場合、実際に負担する利率は1.32%です。	
融資期間	運転5年以内(据置6か月以内) 設備7年以内(据置12か月以内)	
担保	必要に応じて	不要
保証人	個人:原則として不要 法人:原則として代表者	不要
信用保証	年0.45%~1.59% (埼玉県信用保証協会の審査により決定) 当初契約どおりの融資期間内に完済すると、信用保証料の全額を市が補助します。	年0.7%~0.8% (埼玉県信用保証協会の審査により決定)